

令和 6 年 9 月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 9 月 11 日(水) 午前 9 時 30 分から 10 時

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出 席	欠席	
農業委員会会長	○	17 番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1 番	望月 稔
農業委員	○	2 番	望月 英俊
〃	○	3 番	田村 英俊
〃	○	4 番	高井 修一
〃	○	5 番	谷津倉 寛
〃	○	6 番	笹古 時男
〃	○	7 番	渡邊 武敏
〃	○	8 番	近藤 敏男
〃	○	9 番	鈴木 一孝
〃	○	10 番	新舟 進
〃	○	11 番	長尾 忠
〃	○	12 番	佐野 隆洋
〃	○	13 番	佐藤 正職
〃	○	14 番	渡邊 哲史
〃	○	15 番	太田 篤子
〃	○	16 番	安藤 公男
〃	○	18 番	後藤 環
〃	○	19 番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 武内 清高
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め13番佐藤正職君、14番渡邊哲史君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第28号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第45号「農地返還通知書の受理について」の報告までの計4件を順に議題に供します。事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第28号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

田子浦地区41番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化のため耕作管理できない。譲受人は、親族の譲渡人にかわって約5年間、本地の耕作管理をしてきた。本地を取得して本格的に営農に取り組みたいとのことです。現在は野菜を栽培しており、家事消費の他、一部は販売も行っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

田子浦地区41番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

田子浦地区41番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士川地区42番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与者は、相続したが高齢化にともない耕作管理することができない。受贈者は、本地を取得して新規に就農したいとのことです。周辺は、みかん畑が広がっています。現状は草が生い茂っていますが、今後は草刈りを行い、農業経験のある義母が指導を行い、家族全体で耕作を行う予定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

譲受人は新規就農ではありますが、耕作面積は115㎡であり、家族全体での耕作管理という経営体制から見て十分に営農管理できると見込まれ、問題ないと考えます。本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

富士川地区42番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区42番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、北部地区43番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化のため耕作管理できない。譲受人は、譲渡人の甥にあたり、本地を4年間耕作管理してきた。本地を取得して本格的に営農に取り組みたいとのことです。譲受人は、会社員ですが、年間で約250日間、従来から耕作管理しており、現在は、野菜を栽培しています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

北部地区43番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区43番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案7ページの議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

松野地区19番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人の会社は、従業員が約 300 人おり、従業員の駐車場として利用したいとのことです。周辺は畑となっていますが、雨水が畑に流れ込まないように、傾斜をつけて舗装する予定とのことですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、市街化が進んでいる区域が選定されております。また、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

松野地区19番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区19番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第30号「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についての審議をお願いします。

鷹岡地区2番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

周辺は住宅地となっており、現在は、蔬菜などが栽培されておりました。今後も引き続き、耕作管理されていくとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

鷹岡地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についてを終わります。

次に、議案9ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和6年9月11日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
